そして、平成11年12月21日付金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」は、「金融機関が破綻した場合には預金保険制度の発動により処理されることになるが、その場合には、破綻金融機関を存続させないことを前提として、ペイオフコストの範囲内で破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻金融機関の有していた決済や融資等の金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要となってくる。そのために、金融機関の破綻処理方式としては、破綻に伴う損失負担により預金の一部がカットされることは同じであるが、譲受金融機関が破綻金融機関の金融機能を引き継ぐことになる一般資金援助方式の適用を優先し、金融機能まで消滅させることになる保険金支払方式（ペイオフ）の発動はできるだけ回避すべきである。」としている（同答申３⑴）。

なお、営業譲渡は、迅速に行うべきであるが、「営業譲渡までに時間がかかる場合には、原則として公的な管理人を選任した上で民事再生法等の司法手続を利用し、処理手続として整合性がとれる範囲内で、以下のとおり、一定の金融機能を継続することが適当である。」としている（同答申３⑶）。

したがって、金融機関である再生債務者が、資金援助方式により、かつ事業譲渡まで時間がかかることから再生手続を利用して破綻処理を行う場合には、①再生債務者は清算すること、②経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われること、③株主の損失負担が行われること、すなわち株主の権利が消滅すること、④受皿金融機関へ事業譲渡が行われることが前提条件となり、その前提条件を織り込んだ破綻処理スキーム、すなわち再生計画案を作成し、遂行しなければならない。

第４（第二日本承継銀行への事業譲渡）

１（破綻した金融機関の処理と事業譲渡）

再生債務者は、平成22年９月10日、株式会社第二日本承継銀行（以下「第二日本承継銀行」という。）との間で、事業譲渡・資金支援等を骨子とする基本合意を締結し、同行の支援を得つつ、預金保険法で保護される預金（以下「付保預金」という。）の払戻しや既存の借手に対する融資などの業務を継続してきた。

破綻した金融機関の処理においては、最終的な受皿となる金融機関等（以下「最終受皿」という。）への事業譲渡が予定されている。確かに、破綻した金融機関についても、営業を維持することなく、破産等の手続で清算することも想定が可能である。しかし、破綻金融機関の健全資産からなる事業を再構成し、これを受皿金融機関に事業譲渡する場合、預金者等を含めた一般債権者は、事業を構成する資産の価値について、清算価値ではなく継続企業価値による弁済を受けることができる。これにより、破綻金融機関の事業の全面的解体から生ずる社会経済的な損失を回避することも可能になる。そして、預金者等にとっても、単純に保険金の支払を受けるにとどまるよりは、受皿金融機関に対する預金等という形で付保預金の保護を受け、決済等の継続的な便益を維持することが有利となる。そのため、預金保険法においても、破綻金融機関から受皿金融機関に付保預金を引き継ぐとともに、預金保険機構がこの付保預金を引き継ぐ受皿金融機関に資金援助を実施し支援するという制度（資金援助の制度）が設けられている。

２（第二日本承継銀行への事業譲渡）

⑴（第二日本承継銀行への事業譲渡の経緯）

金融整理管財人である預金保険機構は、最終受皿への事業譲渡のため、平成23年３月11日から最終受皿候補の募集を行った。しかし、最終受皿の選定に相当程度の時間を要すると見込まれる。そこで、再生債務者は、事業の劣化を防止するため、暫定的に、第二日本承継銀行に事業の一部を承継させることとし、同年４月１日、第二日本承継銀行との間で、事業の一部を譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）する契約を締結した。

その後、再生債務者は、本件事業譲渡について、平成23年４月15日付けにて東京地方裁判所より民事再生法42条１項及び同法43条１項に基づく許可を得るとともに、同月22日付けにて、内閣総理大臣から銀行法59条１項により委任を受けた金融庁長官より、同法30条３項に基づく認可を得た。

また、第二日本承継銀行は、平成23年４月１日開催の取締役会にて再生債務者の事業の一部を譲り受けることを決議するとともに、同月22日付けにて、内閣総理大臣から銀行法59条１項により委任を受けた金融庁長官より、同法30条３項に基づく認可を得た。

以上により、再生債務者は、平成23年４月25日（以下「本件事業譲渡実施日」という。）をもって、第二日本承継銀行に対し本件事業譲渡を実施し、第二日本承継銀行は、これを譲り受けた。

⑵（事業譲渡契約の概要）

本件事業譲渡契約の主な内容は以下のとおりである。

ⅰ（譲渡財産）

⑴（譲渡対象事業）

以下の本店など合計26店舗及び銀行法10条１項１号所定の預金の受入れ、同項２号所定の資金の貸付け、その他これらに付随し又は付帯する一切の業務の一部（以下「本件事業」という。）。

（譲渡対象店舗）

本店、札幌店、秋田店、盛岡店、仙台店、郡山店、宇都宮店、水戸店、大宮店、千葉店、新宿店、横浜店、甲府店、長野店、新潟店、金沢店、静岡店、名古屋店、梅田店、神戸店、岡山店、広島店、高松店、福岡店、熊本店、鹿児島店

⑵（譲渡資産）

預金保険法93条２項により第二日本承継銀行が保有する資産として適当であることの確認を受けた資産（現預金、貸出金、有価証券、営業用動産、営業用不動産、ソフトウェア等。与信資産に係る担保権を含む。）及びこれに付帯する資産。

⑶（譲渡される契約）

本件事業に係る契約上の地位。

⑷（譲渡負債）

①　預金保険法54条１項、２項及び54条の２第１項の規定により計算される保険金の額に対応する同法２条２項に掲げる預金等に係る債務（同法69条の２第１項において支払対象決済用預金に係る債務とみなされる特定決済債務を含む。）。

②　預金保険法54条１項、２項の規定により計算される保険金の額に対応する同法２条２項に掲げる預金等につき、再生債務者において保険事故が発生した日の翌日（平成22年９月11日）から本件事業譲渡実施日の前日（平成23年４月24日）までに発生する利息等に係る債務。

③　再生手続の開始申立後の受入れに係る預金等（但し、再生債務者の再生手続上共益債権とされ、かつ、再生債務者の預金者情報に記載されたものに限る。）及びこれに係る未払利息等に係る債務。

ⅱ（事業譲渡実施日）

平成23年４月25日

ⅲ（事業譲渡対価）

本件事業譲渡実施日（平成23年４月25日）現在の譲渡資産評価額から、譲渡負債評価額及び本件事業譲渡に関して発生する所定の費用を控除した額。

譲渡資産評価額は約1764億円、譲渡負債評価額は約2203億円であり、譲渡負債評価額が譲渡資産評価額を上回るため、事業譲渡対価は発生していない。

しかし、「第４第３項（預金保険機構による資金援助）」記載のとおり、再生債務者は、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与）を受けたため、再生債権者が本件事業譲渡により不利益を被ることはない。

３（預金保険機構による資金援助）

再生債務者は、再生債権者が不利益を被らないようにするため、預金保険機構から、平成23年４月25日、預金保険法59条の２に基づき、事業譲渡を行わなかった場合の弁済率の維持に必要な金銭の贈与（以下「衡平資金援助」という。）を受けた。

この衡平資金援助の結果、弁済率の不均衡は是正され、本件事業譲渡直前の再生債権者への弁済率は、本件事業譲渡が行われた後も維持されており、本件事業譲渡によって再生債権者が不利益を被らないこととなっている。